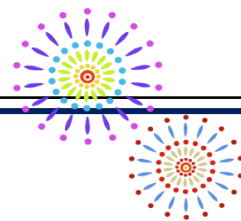
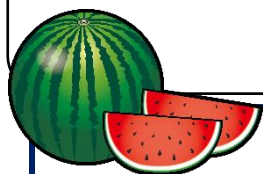


第 332 号丹波市商工会FAXレター

2021/8/11 発行



月次支援金のお知らせ

【給付対象】①と②を満たせば、業種／地域を問わず給付対象となります。

- ①緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること
 - ②緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施された月のうち措置の影響を受けて月間売上が2019年または2020年の同じ月と比べて50%以上減少していること
- ※地方公共団体による対象月における休業・時短営業の要請に伴う「協力金」の支給対象となっている事業者は給付対象外です。(新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金など)

給付額	
中小法人	上限20万円/月
個人事業主等	上限10万円/月
給付額：2019年または2020年の基準月の売上ー2021年の対象月の売上	

👉申請方法・必要な書類等は下記ホームページをご覧ください。👈

ホームページ：https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/index.html

【申請期間】

4月分/5月分：2021年6月16日～8月15日 6月分：2021年7月1日～8月31日
7月分：2021年8月1日～9月30日

【問合せ】月次支援金事務局 相談窓口 【申請者専用】TEL：0120-211-240

IP 電話等からのお問合せ先：03-6629-0479 (通話料がかかります)

宿泊事業者事業継続支援事業補助金のお知らせ

兵庫県より、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により需要が落ち込んだ県内宿泊旅行業の回復を支援するため、宿泊事業者が感染拡大防止策の強化等前向きな事業継続に取り組む費用を補助し、新たな観光需要の創出に向けた取組が支援されます。

【補助対象者】旅館業法第3条1項の許可を受け、県内で宿泊施設の営業を行う事業者

【募集期間】令和3年7月15日(木曜日)～令和3年11月30日(火曜日) [当日消印有効]

※ 実施要領・様式等、詳しい内容は兵庫県の特設ページをご覧ください ※

👉(公社)ひょうご観光本部のホームページよりダウンロードしてください。👈

[URL] <https://www.hyogo-tourism.jp/subsidy/accombcc/>

【問い合わせ先】

「宿泊事業者継続支援事業」事務局 [令和3年7月15日(木曜日)午前9時開設]

TEL：078-351-1710 受付時間：9：00～17：00(土日祝日を除く)

丹波市社会福祉協議会より「地元のお店を応援！」事業のお知らせ

コロナに負けるな！応援プロジェクト！地元のお店にマスク(2箱)・手指消毒液1ℓをお届けします！
財源は善意銀行(地域の皆様からの寄付)です。

【対象店舗】丹波市内の接客を伴うお店(中小法人・個人事業主) ※先着200店

【受付期間】令和3年8月2日から令和3年8月13日まで

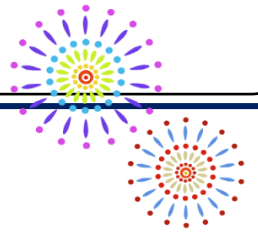
【受付方法】①事業所名②代表者③住所④連絡先⑤訪問可能時間を FAX(82-4519)・メール(info@tambawel.jp)・電話のいずれかでご連絡ください。

【連絡先】丹波市社会福祉協議会 本所 TEL：82-4631

〒669-3601 丹波市氷上町成松140-7 (本所) 現在の会員 数 事業所 2040
☎ 0795-82-3476 / FAX 0795-82-7601 Eメール✉ info@tanba.or.jp

第 332 号丹波市商工会FAXレター

2021/8/11 発行



中小企業者事業継続応援金（第2弾）について

【応援金額】

- ・対象月の売上が 20%以上 50%未満減少している事業者：10万円
- ・対象月の売上が 50%以上減少している事業者：20万円

【申請について】

新型コロナウイルス感染症対策のため、申請される方は原則郵送での申請をお願いします。

【申請期間】

令和3年7月1日（木曜日）～令和3年11月1日（月曜日）※必着

【申請書送付先】

〒669-4192 丹波市春日町黒井811番地 丹波市役所 産業経済部 新産業創造課 宛

対象要件および申請書類等に関しては、下記URLより丹波市の特設ページをご覧ください。

<https://www.city.tamba.lg.jp/site/shinsan/dai2danouenkin.html>

※兵庫県の要請による新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金第1期（令和3年1月14日から2月7日）、または、第2期（令和3年2月8日から3月7日）の給付を受けている方は申請対象外となります。（飲食店への協力金）

【問合せ】 丹波市役所 新産業創造課 TEL：0795-74-1464

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（飲食店等） （第5期：6月1日～7月11日の休業・時短要請分）

《緊急事態措置分：6月1日～6月20日分》

【給付額】

令和元年又は令和2年6月の売上高又はその月からの売上高減少額に応じて

（中小企業）1日あたり4万円～10万円/店舗 × 休業・時短営業日数

（大企業等）1日あたり1千円～20万円/店舗 × 休業・時短営業日数

《県要請協力金：令和3年6月21日～7月11日》

【給付額】

令和元年又は令和2年6月の売上高又はその月からの売上高減少額に応じて

（中小企業）1日あたり2.5万円～7.5万円/店舗×時短営業日数

（大企業等）1日あたり1千円～20万円/店舗×時短営業日数

【申請書類・申請方法】

兵庫県の特設ページをご確認ください。👉 <https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr07/jitankyouryokukin5.html>

【受付期間・受付方法】

令和3年7月12日（月曜日）～令和3年8月31日（火曜日） 電子・郵送

※郵送の場合は、兵庫県時短協力金事務局まで、レターパックなど追跡可能なもので送ってください。

（宛先）〒650-8779 神戸市中央区中山手通 兵庫県時短協力金事務局宛

【問合せ】

兵庫県休業・時短協力金コールセンター TEL：078-361-2501 受付時間：平日 午前9時～午後5時

※小規模企業共済加入者募集中※

小規模企業の経営者や役員、個人事業主などのための、積み立てによる退職金制度です。

ポイント①掛金は加入後も増減可能、全額が所得控除 ポイント②低金利の貸付制度を利用できる
ポイント③共済金の受取りは一括・分割どちらも可能 詳しくは、事業所担当職員まで！

〒669-3601 丹波市氷上町成松140-7（本所）現在の会員数 事業所 2040
☎ 0795-82-3476 / FAX 0795-82-7601 Eメール✉ info@tanba.or.jp